助成番号 09 - 019

松下国際財団 研究助成

研究報告

【氏名】高橋 美野梨

【所属】(助成決定時)筑波大学大学院 人文社会科学研究科国際政治経済学専攻

【研究題目】EU 規範と加盟国の国内政治

- 「反捕鯨」規範をめぐる EU(規制帝国)・デンマーク/グリーンランド関係を事例として-

【研究の目的】

EU は、2008 年 6 月 5 日のルクセンブルクにおける環境相理事会において、捕鯨に対する EU の立場を初めて「反捕鯨・鯨類保護(protection of whales)」(先住民生存捕鯨には反対していない not opposed to aboriginal peoples whaling for their subsistence ことに留意)とする共通理念を打ち出している。但し、この点において、加盟国デンマークの捕鯨に対する政策的立場を考慮に入れておく必要がある。デンマークは、EU 加盟 27 カ国の中で唯一「捕鯨推進」でも「反捕鯨・鯨類保護」でもなく、あくまで「中立的(politically neutral)」な立場に身を置いている(とはいえ、デンマークは日本やノルウェーのような捕鯨国ではない)。これは、EU の共通政策適用外地域ではありつつも自身の自治領であるグリーンランドにおける捕鯨と関係している(グリーンランドは 1973 年に EC に加盟したが、82 年の住民投票を経て、85 年に EC の共通政策が適用されない地域となっている)。グリーンランドは、先住民自身による鯨産物の地域的消費に限って許可されている「先住民生存捕鯨(Aboriginal/Indigenous Subsistence Whaling: A/ISW)」枠を享受する地域の一つである(国際捕鯨取締条約附表 13 に規定)。

本研究は、現地調査(特に、デンマーク外務省・グリーンランド自治政府/天然資源研究所におけるインタビュー調査および担当者からの資料提供)に基づく知見に依拠しながら、捕鯨をめぐる EU、EU 加盟国デンマーク、そしてデンマークの自治領グリーンランドの三者を「規制帝国(Regulatory Empire)」という概念を援用して説明することを試みるものである。

【研究の内容・方法】

議論の端緒は、EU の共通理念が打ち出された直後に開催された国際捕鯨委員会(International Whaling Commission: IWC)年次総会(2008 年、チリ・サンティエゴ)にある。EU は、「反捕鯨・鯨類保護」を打ち出した際に「A/ISW には反対しない」ことを謳っていたにもかかわらず、その直後に行われた IWC 年次総会において、「一大ブロック」でデンマーク及びグリーンランドによるザトウクジラ捕獲枠要請を退けたのである。むろん、EU が「一大ブロック」であるという捉え方は若干正確さに欠ける。EU 及び IWC デンマーク政府代表を務めるデンマーク外務省 Ole Samsing によれば、これまで捕鯨に対して強硬に異を唱えてきたのは、フランス、イギリス、ドイツ、ルクセンブルクの4カ国が中心であったという。この4カ国は、捕鯨に関する提案の可否を問う際に導入される「特定多数決(Qualified Majority Voting)」という制度において、提案の可決を阻止するために必要な票数である91票を確保し、実際にデンマーク・グリーンランドによるグリーンランドにおける捕獲枠要請の提案をこの91票で阻止してきた(フランス、イギリス、ドイツは各29票、ルクセンブルクは4票)。Samsingは、筆者とのインタビューの際に、「A/ISWには反対しない」ことを明示しながら捕獲枠要請を否決するEU加盟国の行動を「偽善的行為(hykleri)」の発露として批判している。

EU は、「A/ISW には反対しない」ことを含む EU「反捕鯨・鯨類保護」規範に象徴的に示されているように、民族自 決という政治原則を尊重しつつも、自身の価値観を他者に「押し付ける」形で影響力を行使している。このような 民族自決の原理を尊重しつつ、自身の価値観を「押し付ける」EU の支配的影響力を北海道大学の鈴木一人は「規制帝国」というタームで的確に指摘している。規制帝国とは、端的に言えば、経済市場のキャパシティ(GDP 約 11 兆ユーロを生み出す世界最大の経済市場)を梃子にしながら「普遍的な価値」を有する規範を形成することによって、物理的な強制力なくして域外の政治的共同体に影響力を行使する主体を指している。EU 規範と捕鯨の事例を規制帝国概念から見ていくことは、結果として、規制を受ける側の利益に適合しない規範であってもその規範を受け入れる、あるいはその規範を受け入れるかどうかに関して、政策的ジレンマを抱える国家・地域が生まれていることを明らかにさせる。ここに示される EU の影響力は、力の行使/威嚇による強制(現実主義的手法)とは異なるし、まして国際制度の機能性に着目し、規制を受ける側が自己利益からある規範に従う(新自由制度主義的手法)といった説明からでも把握しきれない EU の支配的影響力を浮き彫りにさせるだろう。

【結論·考察】

このように、EU をめぐる捕鯨問題は、EU の共通政策が適用されない域外地域であると同時に、加盟国デンマークの一自治領でもあるグリーンランドの意思をあからさまに逆なでしないように自身の価値観を提示し、EU 域内及び全世界のクジラ保護に関する EU のコミットメントを強化しようとする統治主体としての EU を描き出している。それでは、加盟国デンマークの捕鯨に対する「中立的」な立場は、いかにして説明することができるだろうか。デンマークの「中立的」立場は、制度的側面に限定すれば、マーストリヒト条約「附属宣言 25(Erklæring nr.25)」に従い、自国の海外領土(EU域外の地域)との合意の中で自国の立場を表明した結果である。デンマークは、EU 加盟国としての自身の立ち位置を意識しつつも、マーストリヒト条約の宣言を根拠として、自国領土(グリーンランド)の捕鯨活動に一定の配慮を見せている。デンマーク外務省グリーンランド問題担当相 Mikaela Engell は、「デンマークには、自治領を抱える主権国家としてバランスのとれた国家運営を行っていくことが求められている」と述べ、EU 加盟国としての立場と自国領土における捕鯨活動との狭間で「バランス」を前提とした立場を採る自国の方針を説明している。留意すべきは、そのことによってデンマークが、政策的ジレンマを抱え、EU の中で孤立感を強めているということである。経済市場のキャパシティを梃子にして普遍的な価値や理念を有する規範を「押し付ける」規制帝国としての EU は、捕鯨をめぐる「デンマークの苦悩(regeringskvaler)」を生成させているのである。